

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年6月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1501044 号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 1600010 号

第1 結論

昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの請求期間については、付加保険料を含む国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

年金記録によると、請求期間の国民年金保険料は未納と記録されているが、付加保険料を含む保険料を納付したはずである。

具体的な年月は覚えていないが、昭和 48 年 12 月末日に会社を退職後、臨時職員として A 社 B 課に勤務していた時に、同課の上司に自身の国民年金の記録を確認してもらったところ、請求期間のみ国民年金保険料が未納であったことから保険料を納めるように勧められ、A 市役所の窓口で定額保険料を遡って納付し、その際に併せて付加年金の申出と付加保険料の納付も行ったと記憶している。調査の上、請求期間について、付加保険料を含む保険料を納付した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続を行った時期については記憶していないが、請求期間に係る国民年金保険料については、A 市役所の窓口で定額保険料を遡って納付し、その際に付加年金の申出も行い付加保険料を納付したと主張しているものの、国民年金の加入手続、請求期間の付加保険料を含む保険料の納付時期及び納付額についての記憶が明確でなく、請求期間の具体的な納付状況等が不明である。

また、請求者が国民年金の加入手続を行った時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の記録により昭和 50 年 1 月頃と推認されることから、この時点において、請求期間に係る国民年金保険料は過年度保険料となるところ、過年度保険料は、制度上、市役所の窓口で納付することはできない上、A 市も、請求期間当時、過年度保険料の収納は金融機関又は社会保険事務所の窓口で行っており、市役所の窓口では行っていなかったと回答している。

さらに、請求期間当時、付加年金は、その申出をした日の属する月以後の各月について保険料を納付することができるとされていたことから、制度上、遡って付加年金の申出を行い付加

保険料を納付することはできない。

加えて、A市が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿には、請求期間について、定額保険料及び付加保険料が収納されたことを示す記載はなく、付加年金の申出が行われた記録も確認できない上、A市は、請求者の付加年金の申出に係る資料は保管していないと回答している。

また、社会保険オンラインシステムの氏名検索により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間について付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間について付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500589 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600040 号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社B支店（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から昭和 20 年 12 月 9 日まで
② 昭和 20 年 12 月 9 日から昭和 22 年 12 月 1 日まで

請求期間において、A社に勤務しており、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、C社からの回答、同社から提出された人事カード及び請求者が保管するA社が発行した辞令により、請求者は、昭和 18 年 3 月 23 日に同社D支店に入社した後、請求期間①は同社B支店に勤務し、昭和 20 年 12 月 8 日付けで同社を退職したことが確認できる。

しかしながら、C社は、A社については、昭和 19 年 6 月以前の国内在籍者は全員団体郵便年金に加入しており、厚生年金保険については、全員厚生年金保険被保険者の適用除外申請をしたため加入していない旨回答しており、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求者を含む複数の被保険者が、同年 6 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得し、その全員が同日付けで被保険者資格を喪失した旨記載されており、備考欄には「郵 除外」と記載されていることが確認できることから、団体郵便年金に加入し、厚生年金保険被保険者の適用除外申請を行ったとする事業主の回答と一致している。

また、団体郵便年金は、旧逓信省が管轄する労働者向けの公的年金で、事業所ごとに加入する任意加入の年金制度として昭和 14 年 9 月より開始された制度であり、厚生年金保険法が施行された昭和 19 年 6 月 1 日から、労働者年金保険法施行令が改正される昭和 22 年 9 月 1 日までの期間において、i) 団体郵便年金に加入している者について、本人の申請により厚生年金保険被保険者の資格取得日まで遡って適用除外を受けることができること、及び ii) 上記適用除外を受けていた者が厚生年金保険の被保険者となった場合には、本人の申請によ

り、適用除外を受けていた期間を厚生年金保険の被保険者期間に加算することができることとされていた。

請求者については、前述のC社の回答及びA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載から、昭和19年6月1日付けで上記i)の規定による厚生年金保険被保険者の適用除外を受けたことが確認でき、その後、上記被保険者名簿及び社会保険オンラインシステムにおける記録には、請求者が同社において厚生年金保険被保険者となった記録はなく、別の事業所においても厚生年金保険被保険者となった記録は確認できないことから、請求者が上記ii)の規定による申請を行ったとは認められない。

さらに、昭和22年9月1日に労働者年金保険法施行令が改正された以降については、団体郵便年金に加入している者に係る厚生年金保険被保険者の適用除外が廃止されたことから、C社は、A社に同年同月同日在籍した者全員について、厚生年金保険の資格取得届を提出したと回答しているが、C社からの回答及び同社から提出された人事カードにより、請求者は、それ以前の昭和20年12月8日付けでA社B支店を退職していることが確認できる。

加えて、C社は、A社において昭和22年9月より前に退職した場合は、団体郵便年金証書を各個人に渡し、解約するかどうかは各人の選択にゆだねていたと思われる旨回答しているところ、請求者は、団体郵便年金に加入していたかどうかを含め、団体郵便年金を解約し一時金を受け取ったかについて覚えていない旨の回答をしている上、昭和22年9月1日以降は、前述i)の規定による厚生年金保険の適用除外を受けていた者について、本人の申請(被保険者期間更定申請書)により団体郵便年金の掛金を厚生年金保険に引き継ぐことが認められたものの、前述のとおり、請求者の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、昭和19年6月1日以降に厚生年金保険被保険者となった記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険の被保険者資格について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

2 請求期間②について、C社からの回答及び同社から提出された人事カードにより、請求者はA社を退職していることが確認できる上、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、請求者の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及び社会保険オンラインシステムにおける記録においても、厚生年金保険被保険者記録は確認できず、当時の同僚も請求者のことや当時の事業所の社会保険加入状況について記憶していないことから、請求者の請求期間②における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。